資料 交-１

議　　第　　１６８　　号

令和 ４ 年 ９ 月 ５ 日提出

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正について

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を次のように改正する。

熊本市長　　大　西　一　史

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２８年条例第１９号）の一部を次のように改正する。

第２条中「第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法」を削り、「（以下「職員」という。）」を「及び同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）」に改める。

第１６条の見出し中「再任用職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条中「地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員に対

するこの条例による改正後の熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定の適用については、同条例第２条中「及び同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「、同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」と、同条例第１６条中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」とする。

（提出理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）の施行に伴い、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。

熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和２８年条例第１９号）新旧対照表

改正後（案）	現行
第１条　【略】 （給与の種類） 第２条　企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項の会計年度任用職員及び同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）（以下「職員」と総称する。）の給与の種類は、給料及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手当とする。 (1)　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当 (2)　フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。以下同じ。）　地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直	第１条　【略】 （給与の種類） 第２条　企業職員で常時勤務を要する者、地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２８条の５第１項に規定する短時間勤務の職を占める職員及び同法第２２条の２第１項の会計年度任用職員（以下「職員」という。）の給与の種類は、給料及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める手当とする。 (1)　次号及び第３号に掲げる職員以外の職員　管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当 (2)　フルタイム会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第２号に掲げる職員をいう。以下同じ。）　地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直

手当、期末手当及び退職手当

(3)　パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員をいう。以下同じ。）　地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

第３条～第３条の２　【略】

（扶養手当）

第４条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号）別表第２に定める職務の級の８級に相当するものである職員として管理者が定める職員に対しては、支給しない。

２　【略】

第４条の２　【略】

（住居手当）

第４条の３　住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員その他管理者が定める職員に対して支給する。

手当、期末手当及び退職手当

(3)　パートタイム会計年度任用職員（地方公務員法第２２条の２第１項第１号に掲げる職員をいう。以下同じ。）　地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当

第３条～第３条の２　【略】

（扶養手当）

第４条　扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第１号及び第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、その職務の級が熊本市一般職の職員の給与に関する条例（昭和２６年条例第５号）別表第２に定める職務の級の８級に相当するものである職員として管理者が定める職員に対しては、支給しない。

２　【略】

第４条の２　【略】

（住居手当）

第４条の３　住居手当は、自ら居住するため住宅（貸間を含む。）を借り受け、家賃（使用料を含む。）を支払っている職員その他管理者が定める職員に対して支給する。

第５条～第12条　【略】 （退職手当） 第13条　職員が勤続期間６月以上で退職した場合又は勤続期間６月未満で次に掲げる事由により退職した場合には退職手当を支給する。 (1)　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合 (2)　傷い疾病によりその職に堪えず退職した場合 (3)　前各号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合 (4)　在職中に死亡した場合 ２　熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和３０年条例第１６号。以下「退職条例」という。）第２条の２及び第１１条から第１８条までの規定は、企業職員の退職手当について準用する。 ３　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第２０条及び第２１条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。 ４　勤続期間６月以上で退職した職員のうち、退職条例第１０条の規定の適用を受ける者に相当するものについては、同条の規定を準用して失業	第５条～第12条　【略】 （退職手当） 第13条　職員が勤続期間６月以上で退職した場合又は勤続期間６月未満で次に掲げる事由により退職した場合には退職手当を支給する。 (1)　職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により廃職又は過員を生じたため退職した場合 (2)　傷い疾病によりその職に堪えず退職した場合 (3)　前各号に掲げる事由以外の事由により本人の意に反して退職した場合 (4)　在職中に死亡した場合 ２　熊本市職員の退職手当に関する条例（昭和３０年条例第１６号。以下「退職条例」という。）第２条の２及び第１１条から第１８条までの規定は、企業職員の退職手当について準用する。 ３　労働基準法（昭和２２年法律第４９号）第２０条及び第２１条の規定により解雇予告手当を支払う場合においては、これに相当する額を減額して退職手当を支給するものとする。 ４　勤続期間６月以上で退職した職員のうち、退職条例第１０条の規定の適用を受ける者に相当するものについては、同条の規定を準用して失業

者の退職手当を支給する。 第14条～第15条　【略】 （定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外） 第16条　第４条、第４条の３及び第１３条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。 第16条の２～第17条　【略】 附　則 【略】	者の退職手当を支給する。 第14条～第15条　【略】 （再任用職員についての適用除外） 第16条　第４条、第４条の３及び第１３条の規定は、地方公務員法第２８条の４第１項、第２８条の５第１項又は第２８条の６第１項若しくは第２項の規定により採用された職員には適用しない。 第16条の２～第17条　【略】 附　則 【略】

附　則

１　この条例は、令和５年４月１日から施行する。

２　地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員に対するこの条例による改正後の熊本市交通事業企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の規定の適用については、同条例第２条中「及び同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）」とあるのは「、同法第２２条の４第３項に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和３年法律第６３号）附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」と、同条例第１６条中「定年前再任用短時間勤務職員」とあるのは「定年前再任用短時間勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律附則第４条第１項若しくは第２項又は第６条第１項若しくは第２項の規定により採用された職員」とする。